

## よくあるお問合せ（Q&A）

令和3年1月26日時点

### 1 申請について

Q 1期（12月4日～17日）、第2期（12月18日～27日）、第3期（12月28日～1月11日）も営業時間を短縮し協力金の申請をしたが、第4期（1月12日～2月7日）についても別途申請しなくてはならないのですか？

A そのとおりです。第1期から第4期のそれぞれで申請が必要になります。

Q 第1期から第3期の要請には協力しなかったが、第4期の要請には協力をした場合は、第4期のみ申請できますか？

A 申請できます。

Q 申請はいつ頃からできますか？

A 2月8日以降に県ホームページから申請を受け付けます。

具体的な申請受付期間や申請方法、申請に必要な書類等の詳細についても、決定次第、県ホームページにて公表します。

Q 申請に必要な書類は何ですか？

A 現時点では以下の書類を検討しています。正式な添付書類は後日公開する申請要領等をご確認ください。

- 本人確認書類のコピー又は写真（\*個人事業主のみ）

- 「支払口座振替依頼」に記載した振込先口座情報が分かる通帳等のコピー又は写真
- 店舗の外観全体（社名や店舗名）が分かる写真
- 飲食店営業又は喫茶店営業の許可その他必要な許認可を取得していることが分かる書類のコピー又は写真
- 営業時間短縮の状況及び酒類の提供時間が分かる書類のコピー又は写真
- 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」及び「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示している写真

## 2 期間について

Q 「全ての期間」とはいつからいつまでですか？

A 1月12日（火曜日）午前0時から2月7日（日曜日）午後12時までの全ての期間です。

Q 要請期間中に定休日を含んでいても、協力金の支給対象となりますか？

A 対象となります。（支給対象の日数としてカウントできます。）

Q 店舗の所在地がさいたま市大宮区、川口市、越谷市以外の市区町村です。1月8日（緊急事態宣言の開始日）から営業時間を短縮した場合、8日から協力金の支給対象となりますか？

A 対象となりません。営業時間の短縮要請を行っている期間（1月12日～2月7日）の営業時間短縮が協力金の対象です。

### **3 申請主体について**

**Q 大企業（みなし大企業も含む）も申請できますか？**

A 申請できます。（第4期から要件緩和）

**Q 県外本社の企業や NPO 法人等も協力金の対象となりますか？**

A 対象となります。食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けた法人や個人事業主であれば協力金が支給されます。

**Q 営業許可の名義人が違う場合も申請できますか？**

A 営業許可書の名義人（営業許可を受けた方）が申請してください。名義人の申請が困難な場合は相談窓口（0570-000-678）までお問合せください。

### **4 対象施設について**

**Q 具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？**

A 埼玉県内の飲食店（カラオケ店、バー等を含む。）のうち、原則として、令和3年1月12日から令和3年2月7日までの全ての期間において、埼玉県の要請に応じ、夜20時から翌朝5時までの間の営業を行わない（休業含む。）こととした店舗が対象となります。

※酒類を提供する飲食店は、酒類の提供を朝11時から夜19時までとしていることが必要です。

なお、以下の店舗は協力金の対象となりませんのでご注意ください。

- ① 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ⑤ ネットカフェ・マンガ喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー

**Q コンビニエンスストアのイートインスペースを閉鎖（時短）**

**した場合も協力金の対象になりますか？**

A 飲食店が対象のため物販店舗は対象となりません。

**Q キッチンカーは協力金の対象となりますか？**

A お客様が入る飲食スペースがないため協力金の対象外となります。ただし、お客様が入る飲食スペースを必要な許可等を取得した上で恒常的に確保していれば協力金の対象となる場合があります。

詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。

**Q マンガ喫茶、ネットカフェは協力金の対象となりますか？**

A マンガ喫茶、ネットカフェは宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるため、今回の時間短縮要請の対象外となります。そのため、協力金も対象になりません。

Q ショッピングモールのフードコートに出店している飲食店は対象となりますか？

A フードコートに出店している飲食店が営業時間短縮にご協力いただいた場合も対象となります。

なお、フードコートの飲食スペース全体の時間短縮が困難な場合でも、ご協力いただいた店舗は対象となりますが、可能な限り飲食スペース全体が時間短縮にご協力いただけるよう働き掛けをお願いします。

Q 飲食を提供するマージャン店も対象となりますか？

A 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、飲食を提供しているマージャン店が時短にご協力いただいた場合も協力金の対象となります。

Q 従来からテイクアウトやデリバリーのための営業しか行っていない場合も、協力金の対象となりますか？

A お客様が入る飲食スペースがないため、協力金の対象とはなりません。

Q 飲食店を複数店舗経営しているほか、事務所が別の場所にあります。事務所も営業時間短縮した場合に協力金の対象となりますか？

A 事務所は対象となりません。

Q 営業の態様に制限はありますか？

A 埼玉県内に実店舗を有し、お客様が入る飲食スペースを設けて営業していることが必要です。

Q ホテルのレストランなど施設の一部に飲食に関するエリアがある場合、施設全体として営業時間短縮要請に応じる必要がありますか？

A 飲食を提供するレストランなどのエリアのみが対象です。

## 5 営業時間短縮の態様について

Q 午後8時までの営業とありますが、飲食物のラストオーダーを午後8時にすればよいですか？

A ラストオーダーではなく、午後8時までにお店を閉じて、お客様に退店いただく必要があります。午後8時に閉店できるよう、ラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。

Q 「酒類の提供を午後7時までとしていること」とあるが、酒類のラストオーダーを午後7時にすればよいですか？

A ラストオーダーではなく、酒類をお客様に提供する時間が午後7時までとなります。午後7時までに提供した酒類を、午後8時までの間にお客様が飲食しているのは問題ありません。

Q 全ての期間において、営業時間短縮を行わないと協力金は受け取れないのですか？

A 途中で営業時間短縮を止めた場合には協力金は支給されません。ただし、準備等のため協力開始が1月12日に間に合わない場合でも、協力開始日から2月7日までの全ての期間、協力いただければ日割りで支給します。(第4期から要件緩和)

Q 複数店舗を有している場合、埼玉県内にある全ての飲食店(カラオケ店、バー等を含む。)の営業時間を短縮していなくても申請できますか？

A 申請できます。営業時間を短縮いただいた飲食店(カラオケ店、バー等を含む)に対して協力金を支給します。(第4期から要件緩和)

Q 従来から営業時間を午後8時前までとしている場合でも対象となりますか？

A 対象となりません。通常時は午後8時以降に営業をしていた店舗が、要請に応じて、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮していることが必要です。

Q 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合も、協力金の対象となりますか？

A 終日休業した場合も対象となります。

Q 酒類の提供は午後 7 時とありますが、カラオケは午後 8 時まで利用可能ですか？

A カラオケの利用は午後 8 時まで可能です。

Q 午後 8 時以降にデリバリー、テイクアウトで営業してもよいですか？

A 閉店した上で、デリバリー、テイクアウトを行った場合も協力金の対象となります。

Q 休業届を提出して長期間休業している場合は、協力金の対象となりますか？

A 要請に応じた営業時間の短縮と言えず、対象外です。

Q 期間前に臨時休業していた場合、協力金の対象となりますか？

A 短期的、一時的な休業であれば対象となります。

Q 要請期間前（又は期間中）に廃業しました。協力金の対象となりますか？

A 要請に応じた営業時間の短縮と言えず、対象外です。

Q 期間中に新規開店する場合も協力金の対象となりますか？

A 要請前は通常、午後 8 時以降も営業をしていた店舗が、要請に応じて、午後 8 時までに営業時間を短縮していただいたことが支給要件となるため、期間中に新規開店する場合は原則として協力金の対象外となります。

ただし、事業内容や事業計画で午後 8 時以降の営業を予定していたことが明らかで、その旨を総合的に証明いただける場合は協力金の対象となる場合があります。（協力金の額は協力期間に応じたものになります。）

詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。

**Q** 要請に応じて午後 8 時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることとしました。営業時間の長さが従来と変わらない場合も協力金の対象となりますか？（例：午後 5 時～午後 10 時を午後 3 時～午後 8 時）

**A** 今回の要請は午後 8 時から午前 5 時までの間の営業を行わない（休業含む。）ことを求めるものです。よって、午後 8 時から午前 5 時までの間の営業を行わない限り、営業時間の長さが変わらない場合も協力金の対象となります。

## **6 支給金額（要請に応じた日数）の考え方について**

**Q** 要請に応じて 1 月 12 日以降は営業時間の短縮をしていましたが、2 月 7 日より前に廃業しました。この場合、協力金の対象となりますか？

**A** 廃業により事業活動が終了しているため対象外となります。  
なお、協力金の支給要件として 2 月 7 日まで御協力いただく必要があります。

Q 要請対象となるA店とB店の2店舗を持っています。A店は要請期間の全期間（1月12日～2月7日、27日間）で営業時間の短縮を行いましたが、B店はやむを得ず1月15日～2月7日の24日間しか営業時間の短縮をしませんでした。この場合、協力金はどのように支給されますか？

A 対象店舗それぞれについて、営業時間を短縮（休業含む。）した日を支給対象としてカウントします。この例の場合、A店は27日間（162万円）、B店は24日間（144万円）、計51日分・306万円が支給されます。

## 7 その他支給要件について

Q 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守していることのほか、店頭に掲示していることも必要ですか？

A 内容を遵守していただくとともに、宣言文を店頭に掲示していただいた店舗が対象となります。

Q 埼玉県LINEコロナお知らせシステムについては、要請期間開始後からの店頭掲示でも対象となりますか？

A QRコード発行などに時間を要する場合は、QRコード取得後、速やかに掲示していただくことを条件に支給対象といたします。

Q 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」は共通用、業種別用どちらを掲示すればいいですか？

A 業種別の宣言を行っていただければ業種別用を掲示してください。業種別の宣言を行っていない場合は共通用を掲示してください。

Q 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」はどこで入手できますか？

A 埼玉県ホームページ「彩の国『新しい生活様式』安心宣言について」をご覧ください。

Q 「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」のQRコードはどのように発行すればよいですか？

A 埼玉県ホームページ「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」をご覧ください。

※ご不明な点がございましたら、埼玉県中小企業等支援相談窓口（0570-000-678）までお問合せください。

Q 要請期間に時短ではなく終日休業してお客様が入らない場合でも、「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」のQRコードや、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を店頭に掲示する必要がありますか？

A 終日休業の場合には店頭に掲示する必要はありませんが、再開時にすみやかに掲示いただけるようお手元にご用意いただく必要があります。申請に当たっては、ご用意いただいていることが分かる写真を添付してください。

Q 売上の減少等は要件となりますか？

A 売上減少の有無は問いません（要件としません。）。

## 8 支給について

Q 協力金は協力した店舗数に応じて支給されるのですか？

A そのとおりです。(第4期から要件緩和)

(例) 2店舗の場合は324万円、3店舗の場合は486万円。

Q 申請できる店舗数に上限はありますか？

A ありません。

Q 複数の対象店舗で時短営業を行った場合、申請は店舗ごとに行う必要がありますか？

A 複数の対象店舗がある場合には、店舗ごとでなく、事業者がまとめて申請していただきます。

Q 申請後、どの程度の期間で協力金が支給されますか？

A 審査完了後、順次支給となります。可能な限り早い支給に努めますが、その時点で受理している申請件数や、書類の修正の有無などにより、支給までの期間は異なりますのでご了承ください。

## 9 その他

Q 協力金が支給された店舗は公表されますか？

A ホームページに店舗の屋号や所在地(市町村名)を公表いたします。

Q 協力金は課税の対象となりますか？

A 税務署から協力金は課税の対象になると聞いています。

詳細については税務署にご確認ください。

Q 飲食店営業許可書（喫茶店営業許可書）を紛失してしまった場合はどうしたらいいですか？

A 許可を受けた保健所で、営業許可を受けている旨の証明書を取得してください。

Q 他の都道府県の協力金を申請している場合も、埼玉県の協力金を申請できますか？

A 申請できます。

以上